

## 新型コロナウイルス感染症 5 類移行に伴う調剤報酬上の取り扱いの変更について

2023 年 5 月 8 日より、コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の取り扱いが一部変更されます。また、コロナウイルス感染症の治療に対する 28 公費の適用範囲が変わります。

- ① 28 感染症公費の適用範囲が変わります。2023 年 5 月 8 日より、「新型コロナウイルス感染症治療薬の薬剤料」のみ公費適用になります。  
具体的には、「ラゲブリオカプセル」「パキロビッドパック」「ゾコーバ錠」「ベクルリー」「ロナプリーブ」「ゼビュディ」「エバシールド」の薬剤料のみ公費適用となります。  
(2023 年 4 月 28 日現在)  
また、使用する公費負担者番号が変わります。薬局では、実施機関番号(公費負担者番号の 5~7 桁目)が 080 の番号を使用します。(東京都・群馬県は 280)  
薬局の所在地とは異なる都道府県の医療機関の処方箋を受け付けた場合は、「薬局の所在地の公費負担者番号」を使用してください。
- ② 新型コロナウイルス感染症患者に対して新型コロナウイルス感染症治療薬を交付するに当たり、「新型コロナウイルス感染症治療薬の副作用、併用禁忌等の特性を踏まえ、医薬品リスク管理計画(RMP)を理解し、当該患者に対して当該薬剤の有効性及び安全性に関する情報を十分に説明した上で、残薬の有無を確認し指導するなど新型コロナウイルス感染症治療薬に関する指導を行った場合」の服薬管理指導料が新設されます。
- ③ 新型コロナウイルス感染症患者に対する「在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料」を算定できる場合が増えます。  
今までの「患家で療養する新型コロナウイルス感染症患者に対して医師の指示により薬剤師が緊急に訪問して指導を行った場合」に加え、「介護療養病床・介護医療院・介護老人保健施設・介護老人福祉施設等に入院・入所する新型コロナウイルス感染症患者に対して、医師の指示により薬剤師が緊急に訪問して指導を行った場合」も在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料が算定可能になります。
- ④ 電話等を用いた服薬指導に関する特例(いわゆる「0410 対応」)は、2023 年 7 月 31 日で終了することが決まりました。

詳しい内容については、厚生労働省の事務連絡をお確かめください。

[自治体・医療機関向けの情報一覧\(事務連絡等\)\(新型コロナウイルス感染症\)2023 年](#)

[新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について](#)

[新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う公費支援の費用の請求に関する診療報酬明細書の記載等について](#)

[新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて](#)

2023 年 5 月 1 日

 株式会社  
ワイケイエス・ファーマテック